

令和8年度

仕 様 書

委 託 名	配水管洗淨業務委託
委 託 場 所	川越市氷川町地内ほか
委 託 大 要	<p>委託大要</p> <p>配水管洗淨 一式</p>

内 訳 表

工 種 種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費					
直接業務費					
配水管洗浄	式	1			第1号内訳書
直接業務費 計					
直接経費(安全費)	式	1			
積上分	式	1			第2号内訳書
業務原価					
諸経費	式	1			
委託価格					
消費税等相当額	式	1			
業務委託費	式	1			

バルブ確認調査

1ブロック 当り代 価 表

第3号

工 種 種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調査助手	人				
調査補助員	人				
ライトバン運転工(バルブ確認用)	日				第3-1号代価表
諸雑費	式	1.00			
合計					

ライトバン運転工(バルブ確認用)

1日 当り代 価 表

第3-1号

工 種 種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ガソリン	L				
ライトバン損料 1.5L	h				
ライトバン損料 1.5L	日				
合計					

洗浄作業(夜間)

1ブロック 当り代 価 表

第4号

工 種 種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調査技師	人				夜間
調査助手	人				夜間
調査補助員	人				夜間
ライトバン運転工(洗浄用)	日				第4-1号代価表
損耗品及び損料	式	1.00			
合計					

ライトバン運転工(洗浄用)

1日 当り代 価 表

第4-1号

工 種 種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ガソリン	L				
ライトバン損料 1.5L	h				
ライトバン損料 1.5L	日				
合計					

配水管洗浄業務委託仕様書

本仕様書は、良質な水道水確保を目的として行う本業務について必要な事項を定めるものとする。

1. 配水管洗浄業務委託区域

配水管洗浄業務委託区域は、発注者が指定した区域とする。

2. 配水管洗浄業務実施期間

契約締結日から令和9年3月5日までとする。

3. 監督員

監督員とは、発注者の指定する職員をいう。なお、監督員は次の権限を有する。

(1) 配水管洗浄業務の施工管理及び検収に関すること。

(2) 受注者に対して指示、協議に関すること。

4. 書類の提出及び、管理技術者の資格等

受注者は、配水管洗浄業務に先立ち、管理技術者届（給水装置工事主任技術者及び、貯水槽清掃作業監督者の資格を有する者）、業務従事者名簿及び、検便による細菌検査結果、委託業務実施計画書等の書類を提出するものとする。

5. 技術責任者の選出

水道維持管理に深く関わる業務のため、管理技術者のほかに水道技術管理者及び水道施設管理技士管路2級以上の資格を有する者を技術責任者として選出すること。なお、技術責任者については現場に常駐する必要はないものとする。

6. 身分証明書の交付

配水管洗浄業務に従事するときは、発注者が交付した身分証明書及び腕章等身分を証明できるものを常に携帯し、提示を求められた時には速やかに提示する。

7. 配水管洗浄業務実施時間

夜間作業の場合、作業時間は午後10時から翌午前5時までとする。昼間作業の場合、作業時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、受注者が必要と判断したときは、監督員に指示を仰ぎ土、日、休日及び発注者の執務時間内に実施することができる。

8. 道路使用許可等

受注者は、本業務委託を行うにあたり、必要に応じ速やかに警察等に道路使用許可申請をしなければならない。

9. 配水管洗浄業務内容

受注者は、委託の本旨に従い善良な管理をもって配水管洗浄業務を行うこととし、

配水管洗浄業務の処理にあたっては、次によるものとする。

(1) 作業計画書の作成

受注者は案内図における作業区域を5 1ブロック（工区）に分割し、監督員の指示に従い、配水管洗浄の工区割りを作成し、給水戸数、貯水槽の個数及び位置、受水槽の戸数、飲食店や深夜営業している店等の確認を行い、配水管洗浄を行う順番や工期の決定をする。

(2) 配水管洗浄業務の現場下見

川越市水道事業配管図や関係書類をもとに排泥弁、消火栓、仕切弁、貯水槽のバルブ、排水先の状況等実際に現地で確認する。

(3) 広報作業

作業の3日前までに、作業内容、作業日程、問い合わせ先等を明記したチラシを印刷し対象となる地域の各戸にもれなく配布する。また、マンション等の受水槽設置箇所及び直結増圧式給水箇所については、管理会社との調整を必ず行うこと。

(4) 配水管洗浄作業

洗浄中である旨を周知するため、「水道管洗浄中」と明示した看板等を現場に設置し、工区内の全てのφ75mm～φ150mmの配水管を仕切弁操作により単一管路とした上で、排泥弁や消火栓を全開にし、排水を行うこと。管内の濁りや浮遊物、停滞水の排水を行い水質や残留塩素濃度を改善させる。単一管路にできない場合や管内流速を1.0m/s以上確保できなかった場合等は、監督員に報告し了解を得ること。また、消火栓を使用する場合には、口径φ65mmの電磁流量計を使用し、排水量を計量すること。このとき作業前、作業後の水質の確認を行い、異物採取用に100メッシュ以上のネットを使用して夾雑物を採取すること。

10. 配水管洗浄業務による苦情等の対処

配水管洗浄業務区域外も含め問い合わせや濁り等の苦情があった場合は、直ちに対処し、報告書にて監督員に報告すること。

11. 報告書の提出

受注者は、次に掲げる事項について報告するものとする。

- (1) 受注者は、配水管洗浄業務状況を路線毎の排水日時及び排水量、夾雑物の種類及び量、排水開始時及び終了時の残留塩素濃度、色度、濁度、pH、その他監督員が指示した事項を記録した水質記録表を添付した報告書を作成し、発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、身分証明書を亡失または損傷したときは、直ちに発注者に報告しなければならない。
- (3) その他、受注者が発注者に報告することが適当とおもわれる配水管洗浄業務

に関する事項。

12. 事故報告

受注者は、作業中、万一事故が発生した時は、所要の処置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の状況の内容について、速やかに監督員に報告するものとする。

13. 賠償の義務

受注者は、配水管洗浄作業のため発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。ただし、天災、その他不可抗力によると考えられる場合は、発注者と協議するものとする。

14. 疑義等の決定

本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定める。なお、協議が成立しないときは、発注者の解釈によるものとする。